

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

(目的)

第1条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(以下「研究科」という。)の論文集の発行は、研究科の研究活動の推進及び研究者間の研究交流を図り、教育実践学の構築と発展に貢献することを目的とする。

(名称及び発行)

第2条 研究科の論文集の名称は、教育実践学論集とし、発行は、原則として年1回以上とする。

(著者の範囲及び掲載内容)

第3条 研究科の論文集は、研究科所属の教員、学生及び構成大学所属教員をはじめとする内外の研究者による教育実践学の構築と発展に資する学術論文等を掲載する。

(編集委員会)

第4条 研究科に、研究科の論文集の編集及び発行のために、編集委員会を置く。

(組織)

第5条 編集委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究主幹

(2) 各連合講座から選出された者 各1人

2 前項第2号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(審議事項)

第7条 編集委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

(1) 投稿原稿の掲載に関する事。

(2) 編集及び発行計画に関する事。

(3) その他委員会が必要と認める事項

(議事)

第8条 編集委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

2 編集委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(掲載の審査等)

第9条 投稿原稿の掲載に当たっては、レフェリーによる審査を行い、その審査結果に基づき、編集委員会が掲載の可否を決定する。

2 編集委員会は、レフェリーの選任を行い、研究科所属教員以外の者にもレフェリーを委嘱することができる。

3 編集委員会は、レフェリーの意見に基づき、掲載予定の原稿について、著者との協議により内容の変更を求めることができる。

4 編集委員会は、原稿の依頼を行うことができる。

5 編集委員会は、掲載された論文が不正なものであることが判明したときは、当該論文の掲載を取消することができる。

(投稿)

第10条 投稿の要領については、編集委員会が別に定める。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、研究科の論文集の発行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は，平成10年7月29日から施行する。
- 2 この要項施行後最初の編集委員会委員の任期は，第5条第2項の規定にかかわらず，平成12年3月31日までとする。

附 則

この要項は，平成16年4月1日から施行する。